

**【表紙】**

|                                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 【提出書類】                               | 訂正有価証券届出書                  |
| 【提出先】                                | 関東財務局長殿                    |
| 【提出日】                                | 2020年4月1日                  |
| 【発行者名】                               | マネックス・アセットマネジメント株式会社       |
| 【代表者の役職氏名】                           | 代表取締役社長 中村 友茂              |
| 【本店の所在の場所】                           | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階 |
| 【事務連絡者氏名】                            | 宇座 修                       |
| 【電話番号】                               | 03-6441-3809               |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | MSVグローバル資産配分ファンド（保守型）      |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】        | 継続申込期間：上限1兆円               |
| 【縦覧に供する場所】                           | 該当事項はありません。                |

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2019年10月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、委託会社の商号変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

**2【訂正の内容】**

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は＜更新後＞とします。

## 第一部【証券情報】

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

#### <訂正前>

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### <訂正後>

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (8)【申込取扱場所】

#### <訂正前>

販売会社で取得申込みの取扱い等を行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

・委託会社への照会

ホームページ：<https://www.msvip.co.jp/>

電話番号：03-6441-3964(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

#### <訂正後>

販売会社で取得申込みの取扱い等を行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

・委託会社への照会

ホームページ：<https://www.monex-am.co.jp>

電話番号：03-6441-3964(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

**(12)【その他】**

## &lt;訂正前&gt;

## 申込の方法

(略)

なお、当ファンドは、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## 申込の方法

(略)

なお、当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

(略)

< ファンドの特色 >

(略)

当ファンドの取得には、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社との投資一任契約の締結が必要です。

- 当ファンドは、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

< 訂正後 >

(略)

< ファンドの特色 >

(略)

当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。

- 当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社(マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(略)

委託会社の概況

(イ)資本金の額

900百万円(2019年7月末現在)

(ロ)委託会社の沿革

2015年8月28日 会社設立

2015年10月27日 「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更

2015年11月27日 資本金100百万円から250百万円に増資

2016年6月24日 資本金250百万円から500百万円に増資

2018年9月27日 資本金500百万円から900百万円に増資

(ハ)大株主の状況(2019年7月末現在)

| 株主名称                 | 住所                                                                                                     | 所有株数    | 比率     |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| マネックスグループ株式会社        | 東京都港区赤坂一丁目12番32号                                                                                       | 20,404株 | 51.01% |
| 株式会社クレディセゾン          | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号                                                                                       | 17,600株 | 44.00% |
| Raisonnable, Inc.( ) | 103 Foulk Road Suite 200,Wilmington<br>County of New Castle,Delaware<br>19803,United States of America | 1,996株  | 4.99%  |

( ) The Vanguard Group Inc.(米国法人)の100%子会社です。

(二)金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

## &lt;訂正後&gt;

当ファンドの関係法人とその役割

## (イ)委託会社(マネックス・アセットマネジメント株式会社)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(略)

委託会社の概況

## (イ)資本金の額

900百万円(2019年7月末現在)

## (ロ)委託会社の沿革

2015年8月28日 会社設立

2015年10月27日 「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更

2015年11月27日 資本金100百万円から250百万円に増資

2016年6月24日 資本金250百万円から500百万円に増資

2018年9月27日 資本金500百万円から900百万円に増資

2020年4月1日 「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から  
「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更

## (ハ)大株主の状況(2020年3月末現在)

| 株主名称                 | 住所                                                                                                        | 所有株数    | 比率     |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| マネックスグループ株式会社        | 東京都港区赤坂一丁目12番32号                                                                                          | 38,004株 | 95.01% |
| Raisonnable, Inc.( ) | 103 Foulk Road Suite 200, Wilmington<br>County of New Castle, Delaware<br>19803, United States of America | 1,996株  | 4.99%  |

( ) The Vanguard Group Inc.(米国法人)の100%子会社です。

## (二)金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<訂正前>

(略)

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社

ホームページ: <https://www.msvip.co.jp/>

電話番号: 03-6441-3964 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<訂正後>

(略)

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: <https://www.monex-am.co.jp>

電話番号: 03-6441-3964 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

#### (5)【その他】

<訂正前>

(略)

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.msvip.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(略)

<訂正後>

(略)

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.monex-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(略)

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 3 【委託会社等の経理状況】

< 訂正前 >

(略)

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(略)

< 訂正後 >

(略)

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社は、2020年4月1日に商号をマネックス・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

(略)